

EFRAF、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）改正案を 欧州委員会へ提出

Point
1

改正の経緯は？

欧州企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及びESRSに基づく報告制度は、2024年度から欧州連合（EU）で段階的にスタートしています。しかし、**ESRSに基づく情報は過度に詳細で複雑なものである等のコメント**が寄せられたため、欧州委員会（EC）は**EFRAFに対してESRSの簡素化案を提出するよう依頼しました**。これを受け、EFRAFはESRSの改正に着手、公開草案の公表や再審議を経て、11月28日に改正案を承認しました。

Point
2

基本的な改正の方針は？

ESRS簡素化の
6つの重要な
レバー（lever）

- ① ダブルマテリアリティ評価の簡素化及び適正表示の明確化
- ② サステナビリティ開示の読みやすさの向上
- ③ 全般的な要求事項とトピック別の要求事項の関係を改善
- ④ より理解しやすいものとするための基準の明確化
- ⑤ 負担軽減措置の導入
- ⑥ IFRS®サステナビリティ開示基準（以下、「ISSB™基準」）との相互運用可能性の改善

Point
3

現行のESRSからの主な変更点は？

要求されるデータポイントが改正前に比べ大幅に削減（61%減）されました。また、ダブルマテリアリティ評価において柔軟な取り扱いが認められる等、実務負担に配慮した規定や軽減措置が設けられました。さらに、ISSB基準に合わせて「報告時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」についてESRSに導入し、相互運用可能性への配慮がされました。



ここに注目！

本改正案は、ECでの検討を経て、2026年上期に最終化される見込みです。

一部規定についてはEFRAFの承認プロセスにて反対及び懸念が示されたため、ECの検討過程で変更される可能性があります。

また、CSRDの見直し（報告対象企業の範囲の縮小等）の議論も並行して行われています。

欧州に大規模な子会社を有する日本企業は、今後のESRS及びCSRDの改正動向に留意が必要です。